

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	金 永哲
論文題目	「満洲国」期における朝鮮人満洲移民政策		
(論文内容の要旨)			
<p>20世紀末の時点で七千数百万の人口を数える朝鮮民族は、世界各国で移民コミュニティを形成しているが、その最大のものが、約200万人を数える中国の「朝鮮族」であり、その多くは同国東北三省(旧満洲)に居住している。この「朝鮮族」の歴史的背景をなすのが、19世紀以降、とりわけ1930年代以降の「満洲国」政権下で活発となった朝鮮半島からの農業移民であり、彼らは歴史学上「在満朝鮮人」と呼ばれている。</p> <p>本学位申請論文は、この「在満朝鮮人」の実態を、その入植・定着に大きな影響を与えた帝国日本(具体的には外務省・朝鮮総督府・関東軍・満洲国政府)の「満洲国」期(1931~45)の移民導入・統制政策の考察を通して解明することを目的としている。</p> <p>序章では、近年の「在満朝鮮人」研究が、それまでの「朝鮮人民族解放運動史」の前提としての歴史的立場づけを脱し、「在満朝鮮人」社会自体の実態究明や日本側の政策史を指向し多くの成果を挙げていることを指摘した上で、先行研究について不十分さを指摘する。そこでの課題として、(1)帝国日本が、朝鮮人満洲移民を如何なる目的と形態で、入植させたのかを系統的に解明すること、(2)「満洲国」が実施した満洲移民諸政策の結果としての、朝鮮人農業移民の入植形態や営農実態の特徴を明らかにし、その失敗原因を把握すること、(3)朝鮮人満洲移民に関わる各関係機関の性格・規模・目的などの変遷過程を体系的に検討し、移民政策の立案・実施過程において各関係機関が果たした役割を明らかにすること、(4)先行研究ではほとんど検討されていない1940年代、とくに太平洋戦争期の朝鮮人開拓民に対する帝国日本の「指導・助成」体制を究明すること、を掲げる。</p> <p>以下、本論文は、満洲事変期(1931年前後)、移民統制政策の成立期(1932~1936)、変遷期(1937~1939)、衰退期(1940~1945)の時期区分に沿って、四章の構成となっている。</p> <p>第一章は、満洲事変直後の治安混乱と北満大水害によって大量に発生した在満朝鮮人避難民を救済するため、関東軍および朝鮮総督府・日本外務省が設立した二つの組織、「安全農村」と「集団部落」に焦点をあてる。先行研究では、この両者はともに「匪民分離」の目的で設置されたとする見解が主流であるが、本論文はこれに対し、朝鮮総督府設置の「安全農村」「集団部落」は、当初避難民救済を目的としていたが、抗日運動の高揚の結果、次第に「治安肅正」「匪民分離」のためのものとなっていくこと、総督府の「安全農村」設置は、当時同府が企画していた朝鮮人満洲移民計画の「実験場」で</p>			

あったこと、関東軍設置の「集団部落」は、最初から地方治安維持の目的で大量建設され、同部落の朝鮮人住民にはかなり不利な条件が課されていたこと、を明らかにする。さらに本章は、これまでの研究が必ずしも十分に論じてこなかった「安全農村」の社会的経済的実態を、「鉄嶺安全農村」の事例を通じて詳細に検討している。

次の第二章は、「満洲国」設立当初(1932～1936)における朝鮮人満洲移民計画の企画・立案をめぐる関東軍と朝鮮総督府の対立を中心に分析し、この時期は先行研究が指摘するような、朝鮮人満洲移民に対する「放任期」ではなかった、とする。朝鮮総督府との対立のすえ主導権を握った関東軍にとって、法律上日本「臣民」である在満朝鮮人の移民は、本土の日本人よりも優先度の低い、むしろ統制の対象とされる存在であったのである。ただし、総督府側の在満朝鮮人に対する「保護助長」諸機関の整備強化は、金融・教育・福祉などの点でその状況を改善しえた。さらに本章は、吉林省永吉県の大屯部落の事例研究を通して、朝鮮人自由移民が官的支援なしでも満洲農村社会に溶け込んだ原因は両者の相互依存の関係にあると指摘している。

続いて第三章は、帝国日本の移民助成会社である「満鮮拓植」などによる「官斡旋」移民の施行時から、満洲移民政策の「最高の憲典」とも言われる「満洲開拓政策基本要綱」が策定される時点(1937～1939)を対象とし、この時期における朝鮮人満洲移民政策の変容過程および各入植形態の特徴を詳細に検討している。この時期の移民は、自作農民としての「集団移民」、満鮮拓殖の小作人としての「集合移民」、そして総督府の許可証を得ての「分散移民」に分類できるが、このうちの計画移民は、反満抗日運動の中心地域に移住させられたことが解明されている。また、満鮮拓植会社による初めての「集団移民」の入植過程を詳しく分析し、当時の朝鮮人満洲統制移民計画に存在した問題点について具体的に論述している。

そして第四章は、1940年の「満洲開拓政策基本要綱」の施行以後の朝鮮人移民政策を扱い、この「要綱」施行以後、朝鮮人移民は、日本人と同様に「国策開拓民」に位置づけられ、彼らの入植形態および経営方針、営農様式などが大幅に修正されたこと、しかしながら彼らと日本人移民との待遇格差は大きく、移民の趨勢は衰退に向かっていたことが指摘されている。例えば「朝鮮人青年義勇隊」は、1940年度から導入された新たな入植形態であるが、応募者数がきわめて少なく、「義勇隊」で「開拓団」を構成するためには、隊員家族を招致しなければならなかったのである。

最後に本論文は、終章において、その研究成果と今後の課題について述べている。

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、「満洲国」期(1931～1945)における、帝国日本の朝鮮人農業移民統制政策の全体像を体系的に考察し、この考察を通して当時の在満朝鮮人の生活実態の解明を試みようとしたものである。

本論文は、序章で研究史を総括した上で、研究の課題を(1)帝国日本の朝鮮人満洲移民政策の目的と実施形態、(2)満洲移民政策の結果としての朝鮮人農業移民の入植・営農実態の特徴、(3)朝鮮人満洲移民に関わる関係諸機関の系統と役割、(4)40年代＝太平洋戦争期における朝鮮人開拓民への帝国日本の「指導・助成」体制、をそれぞれ明らかにすることと設定し、以下の第一章から第四章でこれらの課題の解明に取り組んでいる。

このうち(1)の課題について本論文は、関東軍と朝鮮総督府・日本外務省が満洲事変期に設立した二つの組織(「安全農村」と「集団部落」)の分析から、当時、朝鮮総督府が朝鮮人の満洲への移出を構想したのに対し、関東軍は日本内地人を中核とする満洲大量移民事業を行うことを主張していたことを指摘する。関東軍もたしかに朝鮮人移民村を建設したが、その眼目は満洲既住朝鮮人の「統制・安定」、および新規入植民の「指導・統制」を徹底することにあつた。この方針は、「満洲国」期を通じて基本的に貫徹されることになる。

また(2)の課題について本論文は、「満洲国」期の朝鮮人計画移民の中心は、朝鮮南部出身の零細農・農業労働者・自然災害罹災民であり、彼らは主に間島・東辺道地方へと入植したこと、1937年以降には三種類の移民形態が登場すること、を明らかにしている。彼らは入植費用や部落建設に関する費用を移民統制機関「満鮮拓植」から融資される自作農としての「集団移民」、満鮮拓植の小作人として入植し、入植地の運営は地方金融会などに管理された「集合移民」、朝鮮総督府の証明書を保持するが公的支援を受けることのない「分散移民」として入満していく。しかし、日本人の満洲移民が大規模に実施されるようになると、彼らの経済的な地位は低下し、さらに日本の「臣民」としての政治的地位も「満洲国」の治外法権撤廃で失われるのである。

次に(3)の課題について本論文は、移民政策のイニシアチブは、当初の朝鮮総督府から「満洲国」の実権を握る関東軍に移ったことを指摘し、その主導下の移民統制機関の推移を明らかにしている。それは、1936年成立の満鮮拓殖に始まるが、朝鮮人移民が日本の「国策開拓民」に位置づけられるようになると、彼らは日本人の満洲移民実施機関の「満拓公社」から統制を受けることになる。さらに、関東軍は入植計画の認可や開拓用地の調査整備、「指導助成」などの権限を、満洲国政府の「開拓総局」に一元化した。同時に、移民政策の最高決定機関の「満洲拓植委員会」や移民政策全般を計画・立案する「開拓委員会」、政策施行監督機関である「五頭会議」などを

通して移民政策を支配していた。

最後に(4)の課題については、本論文は、1940年代に始まる朝鮮人「集団開拓民」の特徴として、それまで朝鮮人入植禁止区域であった「満」・ソ国境地帯への入植と、「分散開拓民」の入満奨励を指摘し、新たな事実を発掘している。それまで「満洲国」地方行政が行っていた対「散在浮動鮮農」の集結事業は、「内国開拓民」事業に取り入れられたのであるが、そこで朝鮮人移民たちは「国策開拓民」として食糧増産のための北満地方での零細可耕地の整備・開墾に動員され、対ソ防衛・作戦上の軍事的補助者として位置づけられるにいたったのである。しかし、「統制」が本来充分及ばないはずの「分散開拓民」が奨励されたこと、そしてまた1940年に導入された「朝鮮人青年義勇隊」が事実上の失敗に終わったことに見られるように、この時期の帝国日本の移民政策は、衰退過程を辿っていたのである。

以上のように、本論文は、「満洲国」期の全期間にわたる満朝鮮人移民政策の諸問題を体系的に取り扱ったものであり、そこでは多くの新事実が発掘されている。とりわけ1940年代の移民政策については、先行研究はほとんどなく、新たな領域を開拓したものとして評価できる。公文書・新聞記事（『満鮮日報』など朝鮮語新聞を含む）・調査報告など、今まで利用されてこなかった史料が駆使されていることも優れた点として挙げることができよう。従来の研究に見られがちな帝国日本の支配への糾弾を先行させる傾向を克服し、客観的な歴史記述が目指されていることも同様である。

ただし、本論文が主たる目標の一つとした「満洲国」期における朝鮮人移民の生活実態の解明については、1940年代以前を扱った第一章から第三章で部分的な事例が考察されているにとどまり、それらを一般化できるかどうか疑問が残る。第四章が扱う1940年代についての解明も不足している。満洲での朝鮮人の農業経営に中国人が雇用されている事例の指摘は興味深いものであるが、一方で朝鮮人が日本人移民に雇用される場合も多かったと想定できる。後者の事例をも考察の対象として朝鮮人の満洲農村での「地位」を確認する作業が必要であろう。また「満洲国」期に在満朝鮮人の人口が急増したことと、移民政策の関連についても、掘り下げた検討が望まれる。

しかしながら、本論文が、帝国日本の政策の考察を通じて「満洲国」期の朝鮮人移民政策の全体像を示し、従来の日本や韓国、中国における研究には見られない斬新な視座を提起していることは確かであり、前記の問題点も、本学位申請者によって今後解明されていくことが期待されるものである。

よって本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成23年1月18日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降